## 山口市鋳銭司高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 山口市鋳銭司高齢者生きがいセンター

2 指定の期間 令和8年4月1日~令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名 鋳銭司地区社会福祉協議会 会長 德 永 勝 治 山口市鋳銭司5675番地1

4 団体の概要(目的、事業内容、事業実績等)

鋳銭司地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成21年1月の山口市 鋳銭司高齢者生きがいセンター開設時から、鋳銭司高齢者生きがいセンター運営委員会の構成員として施設の管理運営に携わっている。

5 非公募施設とした理由

高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和7年6月30日(月)

指定申請提出期間 令和7年8月21日(木)~令和7年9月19日(金)

選定委員会による審査 令和7年10月14日(火)

## 7 審査の方法

(1)選定委員会委員

堀 由紀江 健康福祉部長(委員長)

天賀康介健康福祉部次長周山哲也地域福祉課長山本清治高齢福祉課長河口貴則障がい福祉課長守田潤子健康増進課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 特定団体ヒアリング

特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。

(4)審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上(基準点)であることを確認し、候補者として選定しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点 合計	鋳銭司地区社会福 祉協議
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	1 0		6 0	4 2
施設の効用を最大限に発揮できるか	3 5		2 1 0	1 5 2
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	1 0		6 0	3 6
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を 有しているか	3 0	6	180	1 2 5
地域との連携・協働が図られているか	1 5		9 0	7 4
合 計	100		600	4 2 9
基 準 点 (評価点合計×0.6)				3 6 0

## 9 審査意見

山口市鋳銭司高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代 交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資すること を目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こ うした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である鋳銭司地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、健康体操や脳トレゲーム、手芸や塗り絵などの介護予防活動のほか、効果的な筋トレ 講座をはじめとする長寿健康講座の開催計画が評価できます。また、地域交流センター移転後 も利用者が持参する使用済乾電池やスプレー缶、蛍光灯などを回収して地域交流センターへ配 送する点も利用者からの要望を踏まえた効果的な取組として評価できます。

以上、総合的に判断して、鋳銭司地区社会福祉協議会は山口市鋳銭司高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1 審査基準

喜平	価項目		
大項目(選定基準)	小項目	評価の視点	配点
(1)利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する 恐れはないか。	10
	し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっているか。	10
	利用者へ の適切な サービス を提供す るための	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	事業提案 がなされ ていること	マ・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3)施設の管理経費の縮減が図られること		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
	行える体制となっている	: ・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保する ための対策が十分に行え る体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制 が取られているか。	10
	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みが なされているか。	15
	Ź.	>計	100